

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 県民環境部・環境課

法令名	土壌汚染対策法	法令の番号	平成14年法律第53号		
不利益処分の種類	汚染土壌処理業の許可の取消し等	根拠条項	第25条		
処分基準	（許可の取消し等） 第25条 都道府県知事は、汚染土壌処理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は1年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 一 第22条第3項第二号イ又はハのいずれかに該当するに至ったとき。 二 汚染土壌処理施設又はその者の能力が第22条第3項第一号の環境省令で定める基準に適合しなくなったとき。 三 この章の規定又は当該規定に基づく命令に違反したとき。 四 不正の手段により第22条第1項の許可（同条第4項の許可の更新を含む。）又は第23条第1項の変更の許可を受けたとき。				
	対応区分	① 聴聞の実施 1 ② 弁明の機会の付与 2	処理機関 環境課	交付機関 環境課	目次 NO

1 許可取り消しの場合

2 事業の全部、又は一部の停止命令の場合